

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝来市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県朝来市長

公表日

令和4年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>当該事務は、地方税法等の法律に従い、その年の1月1日現在の居住者に対し課税する都道府県民税及び市町村民税に関する以下の事務を指す。</p> <p>【課税準備事務】 ①住民基本台帳の記載内容から賦課期日時点の現況を反映させ、個人世帯状況を整理する。 ②住民税申告が必要な者に住民税申告書の提出依頼を発送する。</p> <p>【課税資料受付事務】 ①給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) ②住民税申告書の受付及び確定申告書の受領(国税連携)(紙、国税連携電子データ) ③公的年金支払報告書の受付(紙、eLTAX) ④他市町村への資料回送</p> <p>【当初賦課決定事務】 ①課税資料の併合(重複資料のチェック) ②当初賦課税額決定 ③納税通知書の作成 ④住登外課税者の住所地市町村に地方税法第294条第3項通知を行う。</p> <p>【賦課更正事務】 ①更正決定通知(特別徴収事業所や本人宛) ②住民の申請に基づき、決定された賦課に対して課税減免を行う。</p> <p>【調査事務】 ①扶養申告内容の調査 ②税務署への通知(賦課決定内容に更正が発生する場合)</p> <p>【窓口事務】 住民の各種申請に基づき異動処理及び各種証明書発行を実施</p> <p><特定個人情報の利用について> 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」に従い、個人住民税事務で以下のとおり特定個人情報を取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得 ①住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて) ②宛名システムのオンラインより、住登外者の個人番号を入力する。 ③課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税の申告書等)から未登録の個人番号を取得する。</p> <p>II. 個人番号の利用 ①本人確認(申請書の内容確認など)の際、システムに登録されている個人番号を本人特定手段として利用する。 ②課税資料(給与支払報告書など)に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。 ③各種帳票(納税通知書など)に個人番号を出力する。</p> <p>III. 情報提供ネットワークシステムでの情報提供及び照会 ①個人番号を含む宛名情報を提供する。 ②賦課決定事務及び賦課更正事務で作成した個人番号を含む情報(所得情報など)を提供する。 ③生活保護情報、他市所得情報等を照会する。</p>
③システムの名称	宛名システム、個人住民税システム、申告支援システム、国税連携システム(eLTAX) 審査システム(eLTAX)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)個人住民税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16の項 ※ 上欄が「市町村長」となっている項のうち、下欄が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)」に関する事務」となっている項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70, 71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項 ※ 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」を含む項 (情報照会の根拠) 27の項 ※ 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する 法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	市民生活部 税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 企画総務部 総務課 TEL 079-672-6115
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市民生活部 税務課 TEL 079-672-6119

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数可	平成28年3月30日	平成30年4月1日	事後	見直し
平成30年7月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数可	平成28年3月30日	平成30年4月1日	事後	見直し
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	市民文化部 税務課	市民生活部 税務課	事後	見直し
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民文化部 税務課長	市民生活部 税務課長	事後	見直し
令和1年6月24日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 総務部 総務課 TEL 079-672-6115(直通)	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市長公室 総務課 TEL 079-672-6115	事後	見直し
令和1年6月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市民文化部 税務課 TEL 079-672-6119(直通)	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市民生活部 税務課 TEL 079-672-6119	事後	見直し
令和1年6月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	見直し
令和1年6月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	見直し
令和2年10月22日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	見直し
令和2年10月22日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一16の項 ※ 上欄が「市町村長」となっている項のうち、 下欄が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)」に関する事務」となっている項	番号法第9条第1項及び別表第一16の項 ※ 上欄が「市町村長」となっている項のうち、 下欄が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)」に関する事務」となっている項	事後	見直し
令和4年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,21,23,27,30,31,34,35,37, 38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,66,67,70,77, 80,84,89,91,92,94,96,101,102,103,105,106,108,11 1,112,113,114,116,117,120の項 ※ 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」を含む項 (情報照会の根拠) 27の項 ※ 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項	番号法第19条第8号及び別表第二 (情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34, 35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64, 65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,117,120,121の項 ※ 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」を含む項 (情報照会の根拠) 27の項 ※ 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、 第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっている項	事後	見直し
令和4年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 市長公室 総務課 TEL 079-672-6115	〒669-5292 兵庫県朝来市和田山町東谷213番地1 朝来市役所 企画総務部 総務課 TEL 079-672-6115	事後	見直し
令和4年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	見直し
令和4年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和4年4月1日	事後	見直し